

# 行政経営会議 事案書

開催日：令和6年1月26日（金）

担当課：環境施設農政部 廃棄物対策課

件名：大和市災害廃棄物処理計画の策定について

提出理由：大和市災害廃棄物処理計画の策定にあたり、その内容について了承を得るため

内容：

## 1. 大和市災害廃棄物処理計画とは

- ・災害時に本市で発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための事項をまとめたものである。

## 2. 計画策定の背景等

- ・国は東日本大震災の経験を踏まえ、地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定に資するため、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定した。
- ・その後、平成27年に廃棄物処理法及び災害対策基本法が一部改正され、平成28年1月には廃棄物処理法に基づく基本方針の改正により、市町村の役割として、災害廃棄物処理計画を策定し適宜見直しを行うものとされた。
- ・これらを踏まえ、県は平成29年3月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定した。
- ・本市においては、令和3年3月、災害発生時に対応するため、「大和市災害廃棄物処理実務マニュアル」を作成した。
- ・今回、災害時の廃棄物処理をより適正かつ適切に処理するための計画として、県の災害廃棄物処理計画と整合を図り、「大和市災害廃棄物処理計画」を新たに策定する。

## 3. 計画の位置付け及び考え方

- ・国の廃棄物処理法に基づく基本方針及び「災害廃棄物対策指針」に位置付けられた、市町村が策定する災害廃棄物処理計画とする。

- ・国の「災害廃棄物対策指針」、「災害廃棄物対策行動指針」等を踏まえるとともに、「神奈川県災害廃棄物処理計画」や「大和市地域防災計画」等と整合性を図る。

## 4. 計画の概要

### (1) 計画の目的

- ・災害時に発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理や生活環境の保全、及び災害からの早期の復旧・復興を図るとともに、強靱な廃棄物処理体制の整備に資することを目的とする。

### (2) 対象とする災害

- ・地震災害、風水害、及びその他自然災害を対象とする。なお、地震災害については、都心南部直下地震を想定地震とし、風水害、及びその他自然災害については、災害廃棄物の発生量が最大と想定される都心南部直下地震の被害想定を準用する。

### (3) 災害廃棄物処理対策

- ・災害廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ・し尿を除く）は、発災後、原則として市が確保する仮置場に集積した後、環境負荷を最小限に留めるよう努めながら、選別、再生利用、焼却、最終処分を行うこととする。
- ・災害からの早期復旧・復興のため、発災後3年以内の処理完了を目指すものとする。

## 5. その他

- ・本計画が将来の有事に適切に機能するよう、計画に記載の関係団体等や関係部署との連携を図っていく。
- ・災害発生時における本計画の実効性を確保するため、適宜、計画の見直しを行う。

経過

- H26.3 国が「災害廃棄物対策指針」策定
- H27.8 廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部改正
- H28.1 国が廃棄物処理法に基づく基本方針を全部改正
- H29.3 県が「神奈川県災害廃棄物処理計画」策定
- H30.3 国が「災害廃棄物対策指針」改定
- R3.3 「大和市災害廃棄物処理実務マニュアル」策定

今後の予定

- R6.2～3 意見公募手続
- R6.3 計画策定